

自動車に青色回転灯等を装備した自主防犯パトロールに係る事務取扱要領の制定について

(平成 21 年 10 月 27 日部長例規第 1 号)

自動車に青色回転灯等を装備した自主防犯パトロールに係る事務取扱いについて、適正な運用を図るため、別添のとおり「自動車に青色回転灯等を装備した自主防犯パトロールに係る事務取扱要領」を定め、平成 22 年 1 月 1 日から施行することとしたので通達する。

別添

自動車に青色回転灯等を装備した自主防犯パトロールに係る事務取扱要領

第 1 趣旨

この要領は、警察庁と国土交通省との間で締結された「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等（回転式の構造又は光源が点滅する構造の青色防犯灯のことをいう。）を装備する場合の取扱いについて（平成 16 年 11 月 9 日付け警察庁生活安全局、国土交通省自動車交通局。令和 4 年 12 月 15 日改正）」に基づき、青色防犯パトロールに係る県警察における事務（以下「青色防犯パトロール証明事務」という。）を処理するために必要な事項を定める。

第 2 用語の意義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

1 自主防犯パトロール

民間団体、地方公共団体等が専ら地域の防犯のために自主的に行う防犯パトロールをいう。

2 青色防犯パトロール

青色回転灯等を装備した自動車を用いた自主防犯パトロールをいう。

3 青色防犯パトロール講習

青色防犯パトロールの実施中に発生する諸事案に対し、適切な対応要領等について行う講習をいう。

第 3 申請書類等

県警察が青色防犯パトロール証明事務を処理するために必要な様式の名称及び番号は、別表のとおりとする。

第 4 事務担当課

青色防犯パトロール証明事務は、県本部生活安全企画課が主管し、署生活安全（刑事生活安全）課を経由して処理するものとする。

第 5 証明の手続

1 申請の受理

署長は、青色防犯パトロールに係る証明の申請を受理する場合には、申請

する団体の代表者から次に掲げる書類を添付した証明申請書の提出を受けるものとする。

- (1) 団体・青色防犯パトロールの概要
- (2) 青色防犯パトロール実施者名簿
- (3) 誓約書
- (4) 青色回転灯等を装備する自動車の自動車検査証記録事項が記載された書面
- (5) 青色回転灯等の取付位置、灯火の概ねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真及び取り付ける青色回転灯等の光度等が分かる資料等
- (6) 団体の名称及び自主防犯パトロール中であることの表示について、大きさや形状が分かる資料
- (7) その他証明に必要な資料等

2 調査及び指導

署長は、前記1の申請を受理した場合には、次に掲げる事項について調査を行うとともに、適合するように指導を行うものとする。

- (1) 申請のあった自主防犯パトロールを行う団体その他の組織（以下「団体」という。）が次のいずれかに該当すること。
 - ア 県又は市町
 - イ 知事、本部長若しくは署長又は市町長（以下「知事等」という。）から防犯活動の委嘱を受けた団体又は知事等から防犯活動の委嘱を受けた者により構成される団体
 - ウ 地域安全活動を目的として設立された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号の一般社団法人若しくは一般財団法人若しくは特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の法人又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の市区町長の認可を受けた地縁による団体
 - エ 前記アからウと同等に自主防犯パトロールを適正に行うことができると認められる団体
 - オ 前記アからエまでのいずれかから防犯活動の委託を受けた者
- (2) 自主防犯パトロール活動の実績及び計画に照らし、継続的な自主防犯パトロールの実施が見込まれること。
- (3) 青色防犯パトロール講習を受講していること等から、自主防犯パトロールを実施しているときに予想される事案に対し、適切に対応できると認められること。
- (4) 自主防犯パトロールが次に掲げる事項に反しない方法で実施されると認められること。

- ア 青色回転灯等は、自動車の屋根に1個又は1体のみ装備（マグネット等による着脱容易な取り付けも可能）して、使用すること。
- イ 自主防犯パトロール中以外の場合は、青色回転灯等を点灯させないこと（自主防犯活動の活性化に寄与するものとして第8の規定によりデモンストレーション等用標章の交付を受けて行う場合を除く。）。
- ウ 自動車の車体に団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを明確に表示すること。
- エ 使用する青色回転灯等は、その直射光又は反射光が、当該青色回転灯等を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- オ 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、本部長が交付する標章を自動車の後方から見えるように掲示すること。
- カ 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、パトロールの実施者は、本部長が交付するパトロール実施者証を携行すること。
- キ 本部長が認めた地域以外では青色回転灯等を点灯させての自主防犯パトロールは行わないこと（自主防犯活動の活性化に寄与するものとして第8の規定によりデモンストレーション等用標章の交付を受けて行う場合を除く。）。

3 申請の方法

署長は、前記2の調査及び指導により、申請団体の適格性及び申請書類の不備がないかを確認の上、青色防犯パトロール関係申請書等送付書（以下「送付書」という。）に証明申請書（添付書類を含む。）を添えて、県本部生活安全企画課長（以下「主管課長」という。）を經由して本部長に申請するものとする。

4 証明書等の送付

主管課長は、前記3に規定する申請に係る決裁を受けた後、申請元の署長に証明書、標章及びパトロール実施者証（以下「証明書等」という。）を送付するものとする。

5 証明書等の交付

- (1) 証明書等の送付を受けた署長は、申請団体に速やかに証明書等を交付すること。

なお、証明書の交付を受けた団体は、定められた期間内に青色回転灯等を装備しようとする自動車の使用者をして、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所（軽自動車にあっては、軽自動車検査協会。以下「運輸支局等」という。）において、自動車検査証に自主防犯活動に使用する自動車である旨の記録を受けるものとする。

(2) 署長は、証明書等を交付した場合には、必要な事項を交付簿に記載すること。

6 台帳の作成

署長は、証明書等を交付した団体について証明台帳を作成し、関係書類と共に保管しておくものとする。

第6 再交付の手続

1 申請の方法

署長は、証明書等を交付した者から証明書等の紛失、き損又は汚損による再交付の申請を受理した場合には、当該再交付理由を確認し、送付書に再交付申請書及び紛失報告書若しくはき損し、又は汚損した証明書等を添えて、主管課長を経由して本部長に申請するものとする。

2 証明書等の送付

主管課長は、前記1に規定する申請に係る決裁を受けた後、申請元の署長に証明書等を送付するものとする。

3 証明書等の交付

(1) 署長は、主管課長から送付を受けた証明書等を第5の5に準じて申請者に交付するものとする。

(2) 署長は、証明書等を交付した場合には、必要な事項を交付簿及び証明台帳に記載するものとする。

第7 変更の手続

1 申請の方法

署長は、証明書等の交付を受けた者から団体の名称、代表者、自主防犯パトロールに使用する自動車、自主防犯パトロールの実施地域その他の証明書の記載事項又はパトロール実施者について変更申請を受理した場合には、当該申請理由（パトロール実施者の変更申請については、パトロール実施者になろうとする者が第5の2(3)に該当すること。）を確認し、送付書に変更に係る証明書記載事項変更申請書又はパトロール実施者変更申請書及び添付書類を添えて、主管課長を経由して本部長に申請するものとする。

変更申請により生じた、記載内容を変更する標章又は青色防犯パトロールに使用しないこととなる自動車の標章及び青色防犯パトロールを実施しないこととなる者のパトロール実施者証については、主管課長を経由して本部長へ返納すること。

この場合、青色防犯パトロールに使用しないこととなる自動車の使用者が自動車検査証の備考欄に記録された自主防犯活動に使用する自動車である旨の記録の削除の申請を行なうよう促すこと。

なお、標章等を紛失して返納できない場合は、その理由を聴取し、紛失等調査報告書を添えること。

2 証明書等の送付及び交付

変更に係る証明書等の送付及び交付については、第6の2及び第6の3に進じて行うものとする。

3 陸運支局等への通知

署長は、前記1に規定する標章等の返納について団体から申請を受理した場合には、当該返納について運輸支局等へ電子メール等により通知するものとする。

第8 デモンストレーション等の手続

1 申請の受理

署長は、青色防犯パトロールを行うことができる団体（以下「認定団体」という。）が他の自主防犯活動を行う団体（以下「要請団体」という。）からの要請を受けて既に証明を受けているパトロール実施地域に関係なく青色回転灯等を装備した自動車を使用してデモンストレーション、合同パトロール、出発式、パレードその他自主防犯活動の活性化に寄与する活動（以下「デモンストレーション等」という。）を行うための申請を受理する場合には、認定団体の代表者から要請団体が作成した要請文書を添付したデモンストレーション等運行実施申請書の提出を受けるものとする。

ただし、警察から要請する場合には、デモンストレーション等運行実施申請書の提出を省略することができる。

2 申請の方法

(1) 要請団体が認定団体に対し要請する場合

署長は、申請のあった自動車が標章を交付してあるものであること及び申請理由を確認した上で、送付書にデモンストレーション等運行実施申請書及び添付書類を添えて、主管課長を経由して本部長に申請するものとする。

(2) 警察が認定団体に対し要請する場合

署長は、送付書にデモンストレーション等運行要請報告書及び添付書類を添えて、主管課長を経由して本部長に報告するものとする。

3 デモンストレーション等用標章の送付

主管課長は、前記2に規定する申請又は報告に係る決裁を受けた後、申請元の署長にデモンストレーション等用標章を送付するものとする。

4 デモンストレーション等用標章の交付

(1) 署長は、主管課長から送付を受けたデモンストレーション等用標章を申請者又は認定団体（以下「申請者等」という。）に交付するものとする。

この場合において、申請者等に対してデモンストレーション等用標章の裏面に記載してある注意事項についての指導を行うものとする。

- (2) 署長は、デモンストレーション等用標章を交付した場合には、必要な事項を交付簿に記載するものとする。

第9 証明の取消し

1 取消該当事案の報告

署長は、証明を受けた団体が、次に掲げる場合に該当するときは、送付書に証明取消該当事案報告書に必要な書類を添えて、主管課長を經由して本部長に報告するものとする。

- (1) 青色防犯パトロールを停止した場合
- (2) 証明申請の内容に虚偽があった場合
- (3) 第5の2(1)に該当しなくなった場合
- (4) 継続的な自主防犯パトロールが行われていないと認められる場合
- (5) 適切な自主防犯パトロールを継続していくことが困難であると認められる場合
- (6) 第5の2(4)に違反した場合
- (7) その他不適切な活動を行った場合

なお、署長は、軽微な違反で指導により改善が可能な場合には、まず指導を行い、それでも是正されないときは、本部長に証明の取消しを具申するものとする。

2 証明取消通知書の送付

主管課長は、前記1に規定する報告に基づく取消しについて、本部長の決裁を受けた後、証明取消通知書を報告元の署長に送付するものとする。

3 証明取消通知書の交付

署長は、主管課長から送付を受けた証明取消通知書を取消しの対象となる団体に速やかに交付し、証明書等の返納を行うよう教示するものとする。この場合において、必要な事項を交付簿及び証明台帳に記載するものとする。

4 運輸支局等への通知

署長は、主管課長から前記3の証明取消通知書の送付を受けた場合には、当該取消しについて運輸支局等へ通知するものとする。

第10 証明書等の返納

1 返納届の受理

署長は、第9の3の規定により証明取消通知書を交付した団体又は青色防犯パトロールを停止した団体から返納届を受理した場合には、自動車の使用者が自動車検査証の備考欄に記録された自主防犯活動に使用する自動車であ

る旨の記録の削除の申請を行なうよう促すとともに、送付書に返納届及び返納された証明書、標章、パトロール実施者証を添えて、主管課長を経由して本部長に返納するものとする。

この場合、証明書等の返納について、証明台帳に必要な事項を記載するものとする。

なお、証明書等を紛失して返納できない場合は、その理由を聴取し、紛失等調査報告書を添えること。

2 運輸支局等への通知

署長は、前記1に規定する証明書等の返納について団体からの申請を受理した場合には、当該返納について運輸支局等へ電子メール等により通知するものとする。

3 デモンストレーション等用標章の返納

署長は、デモンストレーション等の終了後、当該デモンストレーション等用標章を添えた返納届を受理した場合には、送付書に返納届及びデモンストレーション等用標章を添えて、主管課長を経由して本部長に返納するものとする。また、当該デモンストレーション等用標章の交付について記載した交付簿の備考欄に返納年月日を記載するものとする。

第11 青色防犯パトロール講習の実施

1 講習対象者

署長は、パトロール実施者及び青色防犯パトロールを行うことが予定される団体の構成員を対象として青色防犯パトロール講習を開催し、受講させるものとする。

なお、パトロール実施者に対しては、随時活動に必要な情報を提供するとともに、青色防犯パトロール講習の受講後概ね3年が経過するまでの間に、再度青色防犯パトロール講習を受講させること。

2 講習の内容等

青色防犯パトロール講習における内容は、地域住民からの急訴事案への対応、犯罪を目撃した場合の警察への通報、自主防犯パトロール実施上の留意事項等とし、講習責任者を生活安全（刑事生活安全）課長とする。

3 講習の実施報告

署長は、講習を実施した場合には、受講者の団体及び新規・再受講の別ごとに青色防犯パトロール講習実施報告書を作成し、送付書に必要書類を添えて、主管課長を経由して本部長に報告するものとする。

なお、新規団体の新規受講者にあつては証明申請書に、既存団体の新規受講者にあつてはパトロール実施者変更申請書にパトロール講習実施報告書を添えるものとする。

第12 青色防犯パトロール実施結果報告

署長は、月ごとの各団体の青色防犯パトロール実施結果について、送付書に青色防犯パトロール実施結果報告書を添えて、主管課長を経由して本部長に報告するものとする。

なお、青色防犯パトロール中の交通事故、好事例等については、送付書に特異事例報告書を添えて、主管課長を経由して本部長に速やかに報告するものとする。

第13 青色防犯パトロールの実施を望む団体又はその構成員に防犯活動の委嘱

1 委嘱の判断基準

署長は、青色防犯パトロールの実施を望む団体又はその構成員に防犯活動を委嘱する場合には、次に掲げる事項を総合的に検討して委嘱するものとする。

- (1) 団体の構成員が明らかであること。
- (2) 団体が規約を有すること。
- (3) 団体の設立目的に防犯活動として、自主防犯パトロールが含まれていること。
- (4) 団体の構成員が法令を遵守することが見込まれること。
- (5) 委嘱された活動に関し署長の指示に従うことが見込まれること。
- (6) 団体の構成員がボランティア活動に伴う傷害保険等へ加入し、自ら危機管理を行っている団体であること。
- (7) その他署長が委嘱するにふさわしいと認めた団体又はその構成員であること。

2 委嘱に際しての留意事項

署長は、青色防犯パトロールの実施を望む団体又はその構成員として委嘱する場合は、次に掲げる事項について指導を行うものとする。

- (1) 署長の委嘱により、新たな権限が与えられたものではないこと。
- (2) 団体の活動範囲は、当該団体の活動実績及び構成員数に応じて相当の範囲とし、原則として最大の活動範囲を当該署の管轄区域とすること。
- (3) 団体の活動に当たっては、警察署等の関係機関との連携を密にすること。
- (4) 自主防犯パトロール中における事故については、自らの責任に帰すること。
- (5) 青色防犯パトロールは、申請の内容に定められた条件で実施すること。
- (6) 法令違反又は署長の指示に従わない場合は、委嘱を解くものとする。

3 報告

署長は、前記2(6)により、青色防犯パトロールを行う団体又はその構成員に対して委嘱を解いた場合には、主管課長を経由して本部長に報告する

ものとする。

第14 青色防犯パトロールの実施を望む団体の認定と証明

署長は、青色防犯パトロールを望む団体を前記第5の2(1)エの規定に基づき認定し証明手続を行う場合は、前記第13の1に列挙されている委嘱の判断基準を満たす団体であると認められる場合に限り、証明の手続を行うものとする。

また、認定団体に対して証明手続を行う際には、前記第13の2に掲げる留意事項について指導を行うものとする。

第15 細目的事項

この要領に定めるもののほか、自動車に青色回転灯等を装備した自主防犯パトロールに関し必要な事項は、別に定める。

別表

名称	様式番号
証明申請書	様式第 1 号
団体・青色防犯パトロールの概要	様式第 2 号
青色防犯パトロール実施者名簿	様式第 3 号
誓約書	様式第 4 号
誓約書（教育委員会等用）	様式第 4 号の 2
証明書	様式第 5 号
継続用紙	様式第 5 号の 2
標章	様式第 6 号
パトロール実施者証	様式第 7 号
再交付申請書	様式第 8 号
証明書記載事項変更申請書	様式第 9 号
パトロール実施者変更申請書	様式第 10 号
証明取消通知書	様式第 11 号
返納届	様式第 12 号
デモンストレーション等運行実施申請書	様式第 13 号
デモンストレーション等運行要請報告書	様式第 13 号の 2
デモンストレーション等用標章	様式第 14 号
青色防犯パトロール関係申請書等送付書	様式第 15 号
証明取消該当事案報告書	様式第 16 号
紛失等調査報告書	様式第 17 号
交付簿	様式第 18 号
証明台帳	様式第 19 号
継続用紙（証明台帳用）	様式第 19 号の 2
青色防犯パトロール講習実施報告書	様式第 20 号
講習受講者名簿	様式第 20 号の 2
青色防犯パトロール実施結果報告書	様式第 21 号
特異事例報告書	様式第 22 号

様式第1号

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">静岡県警察本部長 殿</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">申請者の名称 代表者の氏名</p> <p style="margin: 10px 0;">青色回転灯等を次の自動車に装着して適正に自主防犯パトロールを実施することができる 団体であることの証明を受けたく、必要書類を添えて申請します。</p>			
団 体	名 称		
	所 在 地		
	電 話 番 号	(F A X)	
代 表 者	氏 名		年齢
	住 所		
	電 話 番 号	(F A X)	
	緊急時の連絡先		
団 体 の 区 分	<input type="checkbox"/> ①県 <input type="checkbox"/> ②市町 <input type="checkbox"/> ③知事、本部長若しくは署長又は市町長から防犯活動の委嘱を受けた団体 <input type="checkbox"/> ④知事等から委嘱を受けた者により構成される団体 <input type="checkbox"/> ⑤地域安全活動を目的として設立された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 2 条第 1 号の一般社団法人又は一般財団法人 <input type="checkbox"/> ⑥地域安全活動を目的として設立された特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の法人 <input type="checkbox"/> ⑦地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の市町長の認可を受けた地縁による団体 <input type="checkbox"/> ⑧上記①から⑦と同等に自主防犯パトロールを適正に行うことができると認められる団体 <input type="checkbox"/> ⑨上記（ ）から防犯活動の委託を受けた者 （該当する項目の□に○を入れる。⑨については括弧内に①から⑧のいずれかの丸数字を入れる。）		
青色回転灯等を 装着しよう とする自動車	車名及び型式		
	種別及び用途		
	塗 色		
	車 体 の 形 状		
	自動車登録番号 又は車両番号		
	車 台 番 号		
	使用の本拠の位置		
	所 有 者		
	使 用 者		
	申請者と車両の使 用者との関係		

- 【貼付書類】**
- ① 団体・青色防犯パトロールの概要（様式第2号）
 - ② 青色防犯パトロール実施者名簿（様式第3号）
 - ③ 誓約書（様式第4号）
 - ④ 青色回転灯等を装備する自動車の自動車検査証記録事項が記載された書面
 - ⑤ 青色回転灯等の取付位置、灯火の概ねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真及び取り付ける青色回転灯等の光度等が分かる資料等
 - ⑥ 団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを表示について、大きさや形状が分かる程度の図面又は写真の資料

備考

- 1 青色回転灯等を装備しようとする自動車の欄（塗色及び申請者と車両の使用関係の欄を除く。）は、自動車検査証記録事項が記載された書面等で確認の上、記載すること。また、未登録、未届出車の場合は自動車登録番号又は車両番号欄は空欄とすること。
- 2 青色回転灯等を装着しようとする自動車複数である場合には、継続用紙を使用すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第2号

団体・青色防犯パトロールの概要

団体の概要	発足年月	年 月
	団体の規約	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし（「あり」の場合には添付すること）
	会員数	総数 人（分からない場合には概数を記載すること）
	主たる構成員	
	会員名簿	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし（「あり」の場合には添付すること）
	主な活動内容 （複数可）	<input type="checkbox"/> 自主防犯パトロール <input type="checkbox"/> （ <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 防犯広報 <input type="checkbox"/> 危険個所点検・地域安全マップ作成 <input type="checkbox"/> 防犯教室・講習会 <input type="checkbox"/> 防犯指導・診断 <input type="checkbox"/> 環境浄化 <input type="checkbox"/> 子供保護・誘導 <input type="checkbox"/> 乗り物盗予防 <input type="checkbox"/> 放置自転車対策 <input type="checkbox"/> 駐車・駐輪場警戒 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	活動状況	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 週に（ ）回 <input type="checkbox"/> 月に（ ）回 <input type="checkbox"/> 不定期
青色防犯パトロールの概要	実施地域	
	実施時間帯	
	実施期間 （委託の場合は期間）	（委託期間 年 月 日～ 年 月 日）
	実施方法	車両 台、従事者 名で実施
	パトロール計画書	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし（「あり」の場合には添付すること）
	自動車による防犯パトロール経験の有無	<input type="checkbox"/> あり（ 年 月～ 年 月 ） <input type="checkbox"/> なし（ 年 月～ 年 月 ） （青色回転灯等を使用しない活動の経験も含めて記載する。）
		自主防犯パトロール実施地域の見取図（別添も可）

備考

- 1 構成員の欄は、〇〇町町内会の有志、〇〇小学校に通学する児童の保護者、〇〇商店街の有志、〇〇警察署から委嘱を受けた防犯指導員などと記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第3号

青色防犯パトロール実施者名簿					
年 月 日現在					
【団体の名称】					
番号	氏名	青色防犯パトロール 講習受講年月日	番号	氏名	青色防犯パトロール 講習受講年月日

備考

- 1 実施者全員を記載できない場合は、この様式を継続して使用すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第4号

誓 約 書

自動車に青色回転灯等を装備して自主防犯パトロールを行うに際し、下記のとおり誓約します。

記

- 1 青色回転灯等は、自動車の屋根に1個又は1体のみ装備します。
- 2 青色回転灯等を点灯させての運行は、自主防犯パトロール行なう場合又はデモンストレーション等で別に認められた場合に限りします。
- 3 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、車体に、防犯団体の名称と自主防犯パトロール中であることを明確に表示します。
- 4 青色回転灯等は、その直射光又は反射光が、当該青色回転灯等を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げないものとしします。
- 5 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、警察本部長が認めたものであることを証する標章を自動車の後方から見えるように掲示します。
- 6 実施者には、警察本部長から交付されるパトロール実施者証を携行させます。
- 7 実施する地域は、証明書に記載の地域又はデモンストレーション等で別に認められた地域に限りします。
- 8 運行に当たっては、道路運送車両法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。
- 9 前記1～8に違反した場合には、証明を取り消されても異議申立ては致しません。
- 10 車両を用いて活動中の特異な事故や紛議があった場合には、遅滞なく通報します。
- 11 自主防犯パトロールに使用する自動車の全部又は一部の使用を止める場合、証明の取消し通知を受けた場合には、標章の返還など必要な手続を行います。

年 月 日

静岡県警察本部長 殿

申請者の名称

代表者の氏名

備考

- 1 申請団体が、教育委員会、少年警察ボランティア等の場合は、誓約書（教育委員会等用）（様式第4号の2）を用いること。
- 2 代表者が変更となる場合には、新たな代表者が誓約書を作成すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第4号の2

誓約書（教育委員会等用）

自動車に青色回転灯等を装備して自主防犯パトロールを行うに際し、下記のとおり誓約します。

記

- 1 青色回転灯等は、自動車の屋根に1個又は1体のみ装備します。
- 2 青色回転灯等を点灯させての運行は、自主防犯パトロールを行なう場合又はデモンストレーション等で別に認められた場合に限りします。
- 3 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、車体に、防犯団体の名称と自主防犯パトロール中であることを明確に表示します。
- 4 青色回転灯等は、その直射光又は反射光が、当該青色回転灯等を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げないものとしします。
- 5 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、警察本部長が認めたものであることを証する標章を自動車の後方から見えるように掲示します。
- 6 実施者には、警察本部長から交付されるパトロール実施者証を携行させ、パトロール活動は、地域の安全に関するすべての事象に目を向け実施するように指導します。
- 7 実施する地域は、証明書に記載の地域又はデモンストレーション等で別に認められた地域に限りします。
- 8 運行に当たっては、道路運送車両法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。
- 9 前記1～8に違反した場合には、証明を取り消されても異議申立ては致しません。
- 10 車両を用いて活動中の特異な事故や紛議があった場合には、遅滞なく通報します。
- 11 自主防犯パトロールに使用する自動車の全部又は一部の使用を止める場合、証明の取消し通知を受けた場合には、標章の返還など必要な手続を行います。

年 月 日

静岡県警察本部長 殿

申請者の名称

代表者の氏名

備考

- 1 本様式は、教育委員会、少年警察ボランティア等の団体に使用する。
- 2 代表者が変更となる場合には、新たに代表者が誓約書を作成すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第5号の2

(継続用紙)

台 目	
車名及び型式	
種別及び用途	
塗色	
車体の形状	
自動車登録番号又は車両番号	
車台番号	
使用の本拠の位置	
所有者	
使用者	
申請者と車両の使用者との関係	

台 目	
車名及び型式	
種別及び用途	
塗色	
車体の形状	
自動車登録番号又は車両番号	
車台番号	
使用の本拠の位置	
所有者	
使用者	
申請者と車両の使用者との関係	

台 目	
車名及び型式	
種別及び用途	
塗色	
車体の形状	
自動車登録番号又は車両番号	
車台番号	
使用の本拠の位置	
所有者	
使用者	
申請者と車両の使用者との関係	

再 交 付 申 請 書

年 月 日

静岡県警察本部長 殿

申請者の名称
代表者の氏名

次のとおり（ 証明書・標章・パトロール実施者証 ）の再交付を受けたく、申請します。

記

- 1 団体の名称と所在地
- 2 代表者の氏名、住所及び連絡先
- 3 再交付申請の理由
- 4 （ 証明書・標章・パトロール実施者証 ）の交付年月日及び番号
- 5 使用自動車
 - (1) 車名及び型式
 - (2) 種別及び用途
 - (3) 塗色
 - (4) 車体の形状
 - (5) 自動車登録番号又は車両番号
 - (6) 車台番号
 - (7) 使用の本拠の位置
 - (8) 所有者
 - (9) 使用者
 - (10) 申請者と車両の使用者との関係
- 6 パトロール実施者

備考

- 1 5は証明書・標章の再交付を受ける場合に、6はパトロール実施者証の再交付を受ける場合に記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第9号

<p style="margin: 0;">証明書記載事項変更申請書</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">静岡県警察本部長 殿</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">申請者の名称 代表者の氏名</p> <p style="margin: 0;">次のとおり、証明書の記載事項を一部変更したいので、必要書類を添えて申請します。</p>			
団体の名称及び所在地			
変更内容	【旧】	【新】	
団体の名称及び所在地			
代表者の住所及び氏名			
使 用 自 動 車	車名及び型式		
	種別及び用途		
	塗色		
	車体の形状		
	自動車登録番号 又は車両番号		
	車台番号		
	使用の本拠の位置		
	所有者		
	使用者		
	申請者と車両の使用者 との関係		
パトロール実施地域			

<p>【添付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者変更時・・・新たに代表者となる者が作成した誓約書 ・使用自動車変更時・・・ <ol style="list-style-type: none"> ① 青色回転灯等を装備する自動車の自動車検査証記録事項が記載された書面 ② 青色回転灯等の取付位置、灯火の概ねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真及び取り付ける青色回転灯等の光度等が分かる資料 ③ 団体の名称及び自主防犯パトロール中であることの表示について、大きさや形状が分かる程度の図面又は写真の資料 ④ 使用しないこととなる自動車がある場合には、当該自動車の標章（標章を添付できない場合は、紛失等調査報告書） ・実施地域変更時・・・パトロール実施地域の見取図
--

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第10号

<p>パトロール実施者変更申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>静岡県警察本部長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者の名称 代表者の氏名</p> <p>次のとおり、青色回転灯等を装備して行う自主防犯パトロール実施者を変更したいので申請します。</p>			
団体の名称			
番号	パトロール実施者 【旧】	パトロール実施者 【新】	青色防犯パトロール 講習受講年月日

備考

- 1 パトロールを実施しないこととなる者は、「パトロール実施者証」を添えて提出すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

返 納 届

年 月 日

静岡県警察本部長 殿

申請者の名称
代表者の氏名

下記のとおり青色回転灯等を自動車に装備した防犯パトロールを実施しなくなったので、証明書、標章及びパトロール実施者証を添えて届け出ます。

記

- 1 証明書番号 第 号
- 2 証明年月日 年 月 日
- 3 団体の名称及び所在地
- 4 代表者の氏名及び住所
- 5 返納理由

- 6 返納する標章 枚
- 7 返納するパトロール実施者証 枚

備考

- 1 証明を受けた団体が、青色防犯パトロール活動を実施しなくなる場合のみ使用すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 13 号

デモンストレーション等運行実施申請書

年 月 日

静岡県警察本部長 殿

申請者の名称
代表者の氏名

次のとおり、自主防犯活動の活性化に寄与する活動として、青色回転灯等装備車を運行したいので、申請します。

記

証明書の交付年月日及び番号	
団体の名称及び所在地	
代表者の氏名、住所及び連絡先	
運行の目的	
運行する日時	
運行する場所及び当該場所を管轄する警察署	
運行に使用する自動車登録番号又は車両番号	
運行する自動車の基準緩和認定年月日	

備考

用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。